

【保管場所届出書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも届出を受理しますが、記載に御協力ください。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書 <input checked="" type="radio"/> 新規・変更			自動車の区分	登録 <input checked="" type="radio"/> 軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
メーカー名	1 AB-CD 2	CD2-3456789	長さ	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> センチメートル
			幅	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="8"/> センチメートル
			高さ	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	静岡市葵区追手町6番1号			
自動車の保管場所の位置	静岡市葵区追手町9番6号 葵駐車場No.2 (変更前)			
上記の事項について届出をします。				
宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。	<input type="radio"/> <input type="radio"/> 警察署長 殿	住所 静岡市葵区追手町6番1号 〒 (100-8974) 電話 054-271-0110		
届出者	氏名 警察 太郎			
使用権原	<input type="radio"/> 自己 <input checked="" type="radio"/> 他人 <input type="radio"/> 共有	連絡先	氏名 届出 一郎	電話 054-271-0000
			<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 代替	登録番号等
				前車 現車

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇所です。
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を書きます。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名と、代表者の役職・氏名を記載します。
郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

【※】「代替」を選択した場合には、
○ 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
○ 「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号
を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

特に型式及び車台番号の記載では、
○ 0（ゼロ）とO（オー）
○ 1（イチ）とL（エル）
○ 2（ニ）とZ（ゼット）
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。本社、営業所等の所在地です。
《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません。》

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】保管場所の所有者が、
○ 申請者本人である場合 → 「自己」
○ 申請者以外である場合 → 「他人」
○ 申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」
に○印を付けてください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第4条第1項の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を、
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所と同一とされていたとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【※】届出に係る自動車を、届出に係る保管場所に
○ 新規又は追加で保管する場合 → 「新規」
○ 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合 → 「代替」
に○印を付けてください。